

第5回成年後見法世界会議
～2018年ソウル会議報告～

1 はじめに

2018年10月23日（火）から26日（金）までの4日間、韓国ソウル市のソウルドラゴンシティーコンベンションセンターと漢陽大学を会場に、第5回成年後見法世界会議が開催された。

第1回の横浜大会以来、アジアで2度目の世界会議となる今回は、世界人権宣言から70年となる節目の年にふさわしく、「意思決定支援を必要とする障害者のインテグレーション（社会統合）」をテーマに、世界各国から500名ほどの参加者を迎え、140テーマの報告がなされた。日本からの参加者も50～60名あり、司法書士以外にも成年後見センター担当者や社会福祉士、弁護士、研究者など、実務分野、研究分野の方が多数参加されていた。

各セッションでの発表も、研究者だけではなく、実務家、そして当事者である認知症の人、知的障害、精神障害のある人からの報告もあり、多彩なプログラムであった。

高齢化や認知症の人の社会参加の問題は、世界的に共通の問題であり、特に開催国の韓国においては高齢化のスピードが日本以上に速く、成年後見制度も含めた法制度の運用についても注目されている。

こうした各国の高齢化問題やその対応としての成年後見制度の課題、そして、国連障害者権利条約における、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等と成年後見制度における対応について、開会の挨拶や基調講演、今回発表された「ソウル宣言」に表れているので、本稿では、これらを中心に報告する。

2 オープニングセレモニーと基調講演

オープニングセレモニーには、韓国の司法・立法・行政の各分野の代表が参加されていた。

2019年から国連障害者権利委員会の委員となるキム・ミヨン氏からは、各国の成年後見制度に対して、法的権利の制限を伴う「代理モデル」から自己決定を原則とする「支援モデル」への転換を求める委員会勧告がでているとの報告があった。

また、韓国国会副議長のイ・ジュヨン氏からも、韓国の国会でもこの勧告に注意を払っており、この世界会議を、判断能力が衰え社会の周囲に追いやられた人への関わり方や、意思決定支援の制度について世界各国の人々が語り合う場としていただきたいとの発言があり、アジア諸国においても「支援モデル」への潮流が大きく動き出している感触を抱いた。

韓国後見協会会長でもあるソ・スンム大会委員長の「東アジアにおける伝統的な家族の在り方、家族の役割が変わろうとしている。」との発言や、イ国会副議長の「家族中心の考えから個人中心の考えにシフトしてきている。」という言葉に、各国での成年後見制度の成立が、その国における家族制度の変化、障害のある人の社会参加と連動していることが伺われた。

基調講演では、韓国大法院判事のキム・ソヨン氏より、2013年より施行された韓国の成年後見制度の在り方と裁判所の関わりについて報告がなされた。ソウル家庭法院に後見センターを設け、親族後見人に対し、成年後見制度を理解していただく教育に尽力するととも

に、後見人のストレスや疲労を軽減する措置を検討しているという。また、ネグレクトや虐待被害の危険がある人のために、法的措置だけではなく、保健福祉省、地域政府、金融機関と協力して対応していくための会議をもっているという。

3 ソウル宣言

閉会セレモニーでは、「ソウル宣言」が発表された。

韓国における意思決定支援制度の導入と確立を早急にするための努力をするとした「ソウル宣言」は、成年後見制度だけでなく、意思決定支援制度についての現状の課題を挙げ、それらへの対応を要請している。

この宣言では、精神上の障害により意思能力が不十分な人だけでなく、意思決定能力に障害がある全ての高齢者を対象とした意思決定支援制度の早急な導入を求め、政府に対しても、後見の開始や精神上の障害を理由とした権利制限や社会活動の制約、資格制限の廃止を求めている。代理人、後見人、代弁人など、どのような名称であろうが、まずは、本人を代理するのではなく、意思決定を支援する努力をすべきであるとし、こうした意思決定支援の社会環境を創設するために、市民教育を含めた制度の再編を求めている。

成年後見制度についても、2013年の同制度施行からの5年間における、簡易な意思決定支援システムの実践を評価する一方、成年後見制度及びそれに関連する法制度を、上記の意思決定支援制度に準拠するように要請している。

後見人に付与された法定代理の権限や影響力が、被後見人の自己決定を侵害する可能性も認め、成年後見制度は、必要な範囲、必要最小限の制限的な方法で開始されるべきであるとしている。

さらに、社会環境の整備、裁判所の役割、後見に関する民間セクターの政策関与など、韓国政府に対し、ソウル宣言の法制化のために、法務省と保健福祉省を含む汎政府レベルでの緊急プロジェクト機関を立ち上げることを要請している。

4 各国において、日本において

上記の宣言は、韓国における制限とされているが、発表の際に言われていた通り、東アジア諸国をはじめ、各国の成年後見制度や意思決定支援制度の改善のための宣言でもある。

本世界会議には、日本の最高裁判所や日本弁護士連合会、当法人、権利擁護団体の担当者からの発表もあり、後見実務に関与する多数の専門職の参加も見られ、今後の成年後見実務や成年後見制度利用促進基本計画の動きにも関連する会議となったのではないだろうか。

今後の国内外の動きに注目したい。

(報告者) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
制度改善検討委員会 委員長 名 倉 勇一郎